

第5次琴平町総合計画

基本構想



令和3年3月
琴平町

目次

I 序論

- 1 基本構想とは 1
- 2 今後のまちづくりに向けた重点課題 2

II 琴平町の将来の姿

- 1 基本理念 4
- 2 基本目標 4

III 基本目標の実現に向けて

- 1 基本目標1 笑顔で元気なまちづくり 5
- 2 基本目標2 にぎわいのあるまちづくり 6
- 3 基本目標3 安全・安心なまちづくり 6

I 序 論

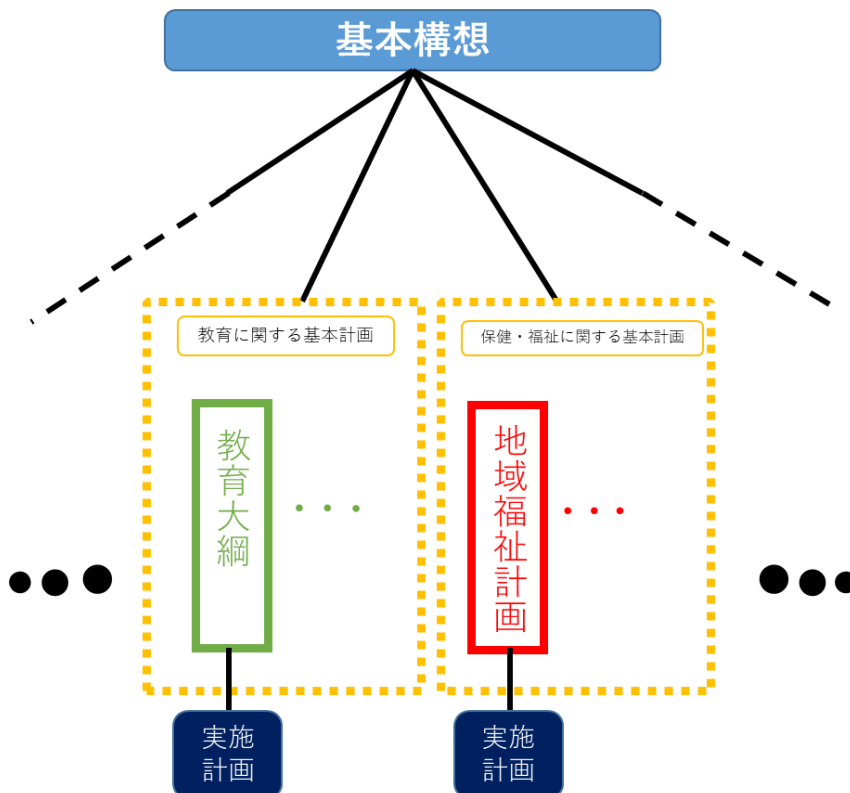
1 基本構想とは

- ・ 基本構想は、長期的な視野に立ち、町の目指すべき将来像とその実現に向けた基本的な政策の方向性を示すものであり、町のまちづくりの指針です。
- ・ 基本構想の設定期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

(1) 基本構想と基本計画の関係

基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示す基本計画は、個別の法令等に基づいて策定されている各分野の計画を基本計画とします。

(基本構想と基本計画のイメージ)



2 今後のまちづくりに向けた重点課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本町の人口は、琴平町人口ビジョンで示すとおり、昭和30年（1955年）の15,046人をピークに減少し続けています。一方で、高齢人口（65歳以上）比率は増加傾向にあり、平成2年（1990年）以降は、年少人口（0～14歳）を逆転して多くなっています。また、年少人口、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあり、今後も減少し続けると想定されています。

(2) 地域経済の衰退

人口減少・少子高齢化に伴い、地域における消費市場の規模が縮小し、社会経済活動の担い手不足や消費の低迷を生み出すとともに、高齢化の進展も相まって、コミュニティ活動等、地域社会の様々な基盤の維持が懸念されています。

(3) 防災・減災への対応

町民の生命を守り、安全・安心な生活を築くために、南海トラフ巨大地震を想定した防災体制の推進をはじめ、地域全体で見守り、支え合う社会づくりの活動を担うコミュニティの力が重要とされています。

(4) 感染症への対応

世界的に新型コロナウイルス感染症による感染者が拡大し、パンデミック（感染症等の世界的大流行）が起きています。本町においても、特に観光面で多大な影響をうけており、新型コロナウイルス感染症に対応する多様な取組が求められています。

(5) 協働の推進

「小さくても、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」を目指すため、住民一人一人が主体となるまちづくりを進めていくことが必要です。また、積極的に町政運営に住民が参加できるよう、行政・議会と住民が協働のもと進めていくことが重要です。

(6) SDGsのまちづくり

地方経済の停滞等に伴う税収の減少、高齢化の進行等による社会保障費の増大に加え、社会インフラ施設の老朽化への対応など、地方財政は厳しさを増すことが予想されており、地域の強みと資源を有効活用した持続可能な行財政運営が不可欠になっています。

また、2015年国連のサミットにおいて提唱された「持続可能な開発目標

（SDGs）」が国際社会共通の目標となっており、まちづくりにおいてもその方向性を踏まえた取組の推進が求められています。

Ⅱ 琴平町の将来の姿

1 基本理念

琴平町のまちづくりの考え方の基本となるものを「基本理念」として設定し、琴平町のまちの課題を解決し、住みやすいまちづくりを進めていきます。

そのため、「基本理念」は、琴平町に住む住民すべて、また観光客など琴平町に関係するすべての人々が共有していくものとしします。

第5次琴平町総合計画における基本理念として、「小さくても、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」を設定し、琴平町に関係するすべての人が笑顔で満足できるまちづくりへの取り組みを進めていきます。

第5次琴平町総合計画 基本理念

小さくても、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち

2 基本目標

【基本目標1】 笑顔で元気なまちづくり

- (1) みんなで支え合い、笑顔があふれるまちづくり《保健・福祉》
- (2) 個性を生かし、生涯学び学べるまちづくり《教育・文化》
- (3) デジタル時代に対応した、協働によるまちづくり《町政運営》

【基本目標2】 にぎわいのあるまちづくり

- (1) 魅力にあふれ、活気に満ちたまちづくり《観光・経済》

【基本目標3】 安全・安心なまちづくり

- (1) 自然を守り、安全に暮らせるまちづくり《防災・環境・住民生活》
- (2) コンパクトで住みやすく、快適なまちづくり《インフラ整備》

Ⅲ 基本目標の実現に向けて

1 【基本目標1】 笑顔で元気なまちづくり

(1) みんなで支え合い、笑顔があふれるまちづくり《保健・福祉》

- 誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、妊産婦、乳幼児の健康管理や子育て中の親の悩み、家庭相談など充実した子育て支援を推進します。
- 高齢者の生きがい対策の充実により、健康寿命を延ばし、生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指します。
- 地域住民・関係機関・行政が連携を図るとともに、住民に地域福祉意識の啓発を図ることにより、高齢者や障がい者、生活困窮者などの孤立を防ぎ、地域の助け合いによって、みんなが安心して暮らしていける地域社会づくりを推進します。

(基本計画)「地域福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「自殺対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「国民健康保険特定健康診査等実施計画」、「保健事業実施計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「特定事業主行動計画」、「障害者活躍推進計画」、「人権教育・啓発に関する基本指針」、「男女共同参画基本計画」、「個別施設計画」、「公共施設等総合管理計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(2) 個性を生かし、生涯学び学べるまちづくり《教育・文化》

- デジタル社会を生き抜いていく子どもたちへの ICT*教育を推進するとともに、グローバルな国際社会で活躍するため、国際交流を推進し、幅広い視野と国際感覚を持った人材育成に努めます。
- 次世代を担う子どもたちが一人一人の個性や能力を伸ばし、社会を生き抜く力を身につけ成長していけるよう、質の高い教育を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り、町全体で子どもたちの健やかな心身を育みます。
- 文化・芸術・伝統を継承・発展させるとともに、子どもの時から歴史や文化に親しみ・触れ合える環境を整備し、まちの個性のさらなる醸成と郷土に対する誇りや愛着を育みます。また、多様で創造的な芸術・文化活動の振興を図ります。
- 住民がいきいきと生きがいを持って学び、生活できるように、生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを推進するとともに、活動を通じた多様な交流機会の創出を図ります。

(基本計画)「教育大綱」、「個別施設計画」、「公共施設等総合管理計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(3) デジタル時代に対応した、協働によるまちづくり《町政運営》

- 多様な主体が参画する協働の町政運営を図るとともに、効率的・効果的な事務事業の実施や創意工夫による財源確保、職員の資質・能力向上に努めます。
- 地域共生社会の実現に向け、個人・地域・行政がお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決していくまちづくりを推進します。
- 少子高齢化による人材不足など、地域が抱える課題を解決するため、IoT*やAI*、RPA*等の先端技術の活用について調査研究するとともに、導入に向けた基盤・体制の整備を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、デジタル化の遅れに対して迅速に対応するため、DX*を推進します。

(基本計画)「行財政改革大綱」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

2 【基本目標2】 にぎわいのあるまちづくり

(1) 魅力にあふれ、活気に満ちたまちづくり《観光・経済》

- 基幹的産業である観光業の振興に向けて、地域資源の開発・整備や国内外観光客の受け入れ体制の強化を図るとともに、門前町の歴史と伝統を守り、文化を活かした効果的なプロモーションを推進します。
- まちが自立し続けるために、稼げる産業振興を図ります。また、国内有数の観光地として、キャッシュレス化など特色ある商業、サービス業を推進するとともに、地域を牽引する事業者の起業へのチャレンジを支援します。
- 付加価値が高い農産物の生産を支援し、効率的・安定的な農業経営を推進します。
- 地域住民との連携のもと、琴平町が持つ特性を活かした関係人口拡大の施策を展開し、活力あるまちづくりを推進します。

(基本計画)「観光基本計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

3 【基本目標3】 安全・安心なまちづくり

(1) 自然を守り、安全に暮らせるまちづくり《防災・環境・住民生活》

- 災害予防対策の推進や消防力の充実・強化に努めるとともに、自主防災組織をはじめとする関係団体との連携を強化し、総合的な防災体制づくりを目指します。
- 地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用やエネルギーの地産地

消など、行政が率先してグリーン化を推進し、環境に配慮した循環型社会を目指します。

- 同和問題をはじめとする人権諸課題の解決に向け、心豊かな人づくりに努め、人権尊重のまちづくりを目指します。

(基本計画)「国土強靱化地域計画」、「国民保護計画」、「地域防災計画」、「業務継続計画」、「水防計画」、「琴平町地球温暖化対策実行計画」、「災害廃棄物処理計画」、「人権教育・啓発に関する基本指針」、「男女共同参画基本計画」、「耐震改修促進計画」、「個別施設計画」、「公共施設等総合管理計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(2) コンパクトで住みやすく、快適なまちづくり《インフラ整備》

- 生活基盤である道路、橋梁などの公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、自然環境の保全を推進し、安全で快適に暮らし続けられる効率的でコンパクトなまちづくりを目指します。

(基本計画)「橋梁長寿命化修繕計画」、「農業振興地域整備計画」、「森林整備計画」、「都市計画マスタープラン」、「景観計画」、「個別施設計画」、「公共施設等総合管理計画」、「中讃広域都市計画道路」、「中讃広域都市計画下水道」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

**第5次琴平町総合計画
基本構想**

資料編

【SDGsの17のゴール（目標）】

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも 経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに技術革新の拡大を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のために実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

用語説明

アルファベット	
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳される。
DX	Digital Transformation の略で、「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳される。
IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表したものの。
RPA	Robotic Process Automation の略で、ソフト上のロボットによる業務工程の自動化のこと。

1 琴平町総合計画審議会条例

昭和 52 年 9 月 28 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、琴平町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は町長の諮問に応じ、琴平町総合計画に関し必要な事項を審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は委員 25 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

(1) 町議会の議員

(2) 町教育委員会の教育長又は委員

(3) 町農業委員会の委員

(4) 町の職員及び関係行政機関の職員

(5) 公共的団体の役員又は職員

(6) 知識経験者

3 前第 1 号から第 5 号までに規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとす。

4 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとす。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長 1 名及び副会長 2 名をそれぞれ置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となる。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、専門的事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は部会の会務を処理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは部会長があらかじめ指名する委員がそ

の職務を代理する。

6 部会の会議については前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は企画防災課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会は町長が招集する。

附 則(昭和53年6月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の琴平町総合計画審議会条例第3条の規定は適用せず、改正前の琴平町総合計画審議会条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年2月6日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。